

シェアリングエコノミーにおける経済活動の統計調査による把握に関する第2回研究会  
(議事要旨)

日時：平成30年12月17日(月)15時～17時

場所：経済産業省 別館 933 会議室

<出席委員>

廣松委員、石山委員、佐別当委員、松浦委員  
オブザーバー 鮎澤氏、藤本氏、川原氏

<議題>

- (1) 海外調査報告
- (2) 統計調査計画案について
- (3) 国内ヒアリング調査結果
- (4) その他(今後のスケジュール、他)

<委員等の主な発言は以下のとおり>

- ・ シェアリングエコノミーの統計的把握に関する海外調査において、フランスでは「企業を介した経済からフラットで企業を介さない経済へ」という定義があり、この定義に当てはめ、必ずしも所有権の移転を排除するものではない、との理解であった。
- ・ ONS の既存統計調査への追加設問については、1つは家計に対する調査で、「宿泊(accommodation)のシェアと移動(transportation)のシェアを使ったか」という質問を追加したものと、もうひとつは事業者に対する調査で、経済センサスで「シェアリング事業をやっているか」という設問を追加するような内容であった。どうすれば、シェアリング事業者を見極めることができるかという試行的な調査をしたということであった。
- ・ (前回の研究会でシェアリングサービスについて「モノ、空間、スキル」と大まかに分けて議論したが、今回の訪問国でもそのように分類して捉えるという考え方はあるか、との質問に対し、)「モノ、空間、スキル」という単語ではなかったが、分けているケースは存在。スキルという捉え方に関しては、あまり議論が進んでいない印象。また、当方での検討状況の説明のうち、スキルのシェアに関しては、「それは新しいアイデア」との意見があるなど、国により温度差はあるが、分けて考えている。例えば、ONSではシェアリングエコノミーを、「モノ、サービス、コラボレーティブファイナンス」の3つに、欧州委員会では調査によって若干の違いがあるようだが、「移動、宿泊、ファイナンス、オンラインスキル」の4つに分けている。以前の調査では、スキルを更に2つに分けていて、「家計(household)サービスと、専門(professional)プロフェッショナルサービス」に分けている。

- ・ 今回の統計的把握に関する経済産業省の検討案については、まずは試験的に調査を実施してみる方針としての前提で考えれば、遊休資産の扱いや調査に協力いただく企業側の理解を得るためにも、目的を明確にした上でシェアリングエコノミーをこのような位置付けとして把握したいとの趣旨で提案してよいと考える。経済産業省としてこの調査をもとにどのような方向を打ち出すかを強調した形で調査計画案を決めるべき。
- ・ シェアリングエコノミーについては、事業成長における規制が課題になっているという話が多い。他方で、欧州のように、個人のシェアワーカーの課題に焦点を当てると、労働法の関係から、税制、社会保障などが大きな課題にもなっている。将来的には、労働に焦点を当てる必要もあると思う。また、スキルについては定義や分類が一番難しい。既存の事業者にも非営利のプラットフォームが存在しており、コミュニティの中で感謝料を支払うようなビジネスモデルがスキルの中で大きくなる可能性がある。
- ・ 調査計画案では、主業格付けによる産業分類別ではなく、生産活動別にシェアリングエコノミーという活動を行っている事業所、企業の情報を把握する方針であるが、そうすると母集団の整備が重要であり手間がかかる。生産活動別で調査を行うのであれば母集団名簿は独自に整備する必要があることから、検証の中に継続的な母集団名簿の更新が可能かどうか検討項目にすべきである。
- ・ 現在の想定では郵送調査に加え、オンライン調査でも対応することを念頭にしている。
- ・ 調査項目として考えられている年間利用者数、年間提供者数について、男女別、個人法人別としているが、国内ヒアリングでの把握状況では、概ねの企業で細かく把握されているものの、一部の企業ではトータルしか把握していない企業も存在していた。
- ・ 調査項目について BtoC、CtoC 別とあるが、BtoB、CtoB のシェアリングも多く存在している。空間のシェアリングでは、事業者の持っているスペースを事業者が借りるケースや、クラウドソーシングに関しては個人のスキルを企業が利用するケースも多い。CtoC だけではなく、BtoB、CtoB もそれなりの規模がある。
- ・ 英国でも BtoB のシェアリングが増えているという話があった。BtoB のシェアは他国でも広がっていると考えられる。
- ・ 民泊について、登録されている仲介事業者が 50 数社あり、そのうち 10 社程度は海外の所在地が登録されているとのことで、これらの事業者を対象に調査しようとしても難しい可能性がある。日本法人を対象として把握できるか懸念もある。
- ・ 民泊の仲介事業者は、外資の企業が圧倒的に強い。
- ・ (実際の利用者が、日本国内の支社を使う場合と、海外の拠点と直接やりとりして予約をする場合の割合はどの程度なのか、との質問に対し、) 外国系のプラットフォームの利用がほとんどとのことだった。外国から日本に来て民泊を利用する者を想定したサービスはほとんどが海外プラットフォームである。
- ・ 次回の研究会で調査票案を提示すべく検討を進めたい。調査客体にとって、調査に回答することによって、どう役立つのかを知ることは重要。調査計画案の段階では調査項目が多くなりがちであることから、課題にかかる調査項目を落とした経緯もある。全体の調査事項を整理しながら、次回の研究会に調査設計案を提示したい。